

自動車保険の基礎知識

石田 満 編
海老名惣吉

海 文 堂

執筆 者 紹 介 (50音順)

阿 部 新 一	安田火災海上保険株式会社	佐 藤 公 平	損害保険事業研究所
石 田 満	上智大学教授	庄 司 容 子	自動車保険料率算定会
伊 藤 文 夫	自動車保険料率算定会	杉 原 邦 彦	大成火災海上保険株式会社
稲 垣 博 司	安田火災海上保険株式会社	高 崎 尚 志	弁護士
海老名惣吉	自動車保険料率算定会	立 花 秀 朗	千代田火災海上保険株式会社
近江悌二郎	自動車保険料率算定会	棚 田 良 平	富山大学教授
大 森 利 夫	千代田火災保険株式会社	出 口 正 義	旭川大学助教授
岡 田 徹 也	住友海上火災保険株式会社	中 里 静 資	日産火災海上保険株式会社
金 澤 理	早稲田大学教授	西 島 梅 治	法政大学教授
川 並 博 明	自動車保険料率算定会	温井千代治	自動車保険料率算定会
久 保 三 郎	日産火災海上保険株式会社	野 村 和 弘	安田火災海上保険株式会社
久保田 仁	安田火災海上保険株式会社	畠 山 博 臣	安田火災海上保険株式会社
小 篠 佳 彦	自動車保険料率算定会	原 口 宏 房	大阪学院大学専任講師
近 藤 達 也	大正海上火災保険株式会社	前 澤 孝 二	住友海上火災保険株式会社
齊 藤 正 巳	自動車保険料率算定会	松 田 昭 夫	住友海上火災保険株式会社
佐々木光昭	自動車保険料率算定会	吉 川 栄 一	広島修道大学助教授

自動車保険の基礎知識

定価はケースに
表示してあります。

昭和54年12月10日 初版発行 © 1979 MITSURU ISHIDA
SÔKICHI EBINA

編 者 石田 満・海老名惣吉

発行者 岡田吉弘

検 印 省 略

発行所 海文堂出版株式会社

本 社 東京都文京区水道2丁目5番4号(〒112)

電話 03 (815) 3292

支 社 神戸市生田区元町通3丁目146(〒650)

電話 078 (331) 2664

工学書協会会員・自然科学書協会会員・日本書籍出版協会会員

PRINTED IN JAPAN

印刷 文栄印刷/製本 三浦製本

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

は し が き

自動車保険の歴史は、海上保険や火災保険に比べると新しく、日本においても大正3年に営業認可を得たのが最初である。しかも、戦前においては、損害保険事業のなかで自動車保険の占めるウェイトは当然に高くなく、損害保険会社の多くは、新種保険業務の一環として営んでいたにすぎなかった。ところが、戦後とくに昭和30年代に入ると、自動車の普及にともなって保有台数も急速に増加し、その後自動車損害賠償保障法が誕生する（昭和30年）など自動車保険の認識が一層たかまり、今日では自賠責保険と任意自動車保険の保険料収入は、全保険料収入の過半を超えており、各種損害保険のなかで最も重要な保険種目となっている。

このような状況のもとで、とくに自賠法の責任規定をめぐる膨大な判例の集積があり、かつまた任意保険においては自損事故条項や無保険車条項の新設など被害者救済に資するべく著しい改善がなされている。

そこで、損害保険会社に勤務する社員はもとより自動車保険に関心をもつ人のためにもアップ・ツー・デートな自動車保険の理論と実務の基礎知識が必要不可欠である。そのために、われわれが『自動車保険の基礎知識』と題する本書を企画した次第である。この発案に賛同された多くの研究者や実務家から多忙のなかを貴重な時間をさいてご協力を得たことに深く感謝したい。

なお、編者は、それぞれの筆者に自由に議論を展開していただくこととし、あえて全体を理論的に一貫させることをしなかった。この点のご諒解を得たい。

本書がなるについては多くの人のご協力を受けた。とくに本書の項目の選択などについて自動車保険料率算定会企画室伊藤文夫君に全面的に協力をしていただいた。厚くお礼を申し上げる。

また、本書を刊行するにあたり、海文堂出版編集部に随分お世話になった。
深く感謝の意を表したい。

昭和54年10月30日

石 田 満
海 老 名 惣 吉

目 次

I 自賠法・自賠責保険

1 自賠法の構造

1 序 説	2
2 責任規定	3
3 保険規定	7
4 政府保障事業	9

2 自動車事故の民事責任

1 はじめに	10
2 民事責任論の流れ	10
3 自動車事故の民事責任	12
4 運行供用者責任	17
5 むすび	19

3 運行供用者責任と共同運行供用者

1 問題の所在	20
2 共同運行供用者の要件	20
3 運行供用者概念の再構成	22
4 他人性の判断基準	24

4 運行供用者責任の諸類型

運行供用者責任の諸類型 I

1 無断運転	30
2 名義貸与	34
3 名義残り	37
4 使用貸借	38

IV

5 質貸借	40
-------	----

運行供用者責任の諸類型 II

1 元請・下請	42
2 修理業者・陸送業者	45
3 マイカー社員	47

5 運行供用者責任と法人格否認の法理

1 はじめに	49
2 運行供用者の概念	51
3 運行供用者責任と法人格否認の法理	56

6 免責（自賠法3条但書・14条）

1 はじめに	59
2 自賠法3条但書の3条件	60
3 自賠法14条の悪意免責	66

7 親族間事故

1 はじめに	69
2 学説の検討	69
3 従来の実務処理	75
4 現在の実務上の取扱と課題	76

8 共同不法行為

1 共同不法行為	79
2 自賠責保険における共同不法行為	82
3 実務上の取扱	84

9 自賠責保険における減額

1 はじめに	88
2 一般不法行為における過失相殺との対比減額	88
3 因果関係に関する減額	92
4 親族間事故による減額	96

10 加害者請求と被害者請求

1 はじめに	97
--------	----

2	加害者請求	97
3	被害者請求	99
4	保険金請求権と直接請求権の関係	102
11	財産的損害の算定	
1	はじめに	104
2	傷害による損害	105
3	死亡による損害	114
4	死亡にいたるまでの傷害による損害	116
12	仮渡金・内払制度	
1	仮渡金・内払制度の趣旨	117
2	仮渡金制度	118
3	内払制度	122
13	査定の拘束力	
1	査定の意義	128
2	査定の拘束力	130
3	査定基準と証明責任	133
4	査定手続の問題点	137
14	政府保障事業	
1	保障事業の本質	141
2	保障請求権	144
3	自賠法73条	146
4	将来の課題	151
II	任意保険	
11	自賠責保険と任意保険の関係	
1	第1次保険と第2次保険	154
2	自賠責保険と任意保険の主な相違点	155
3	現状と展望	160
12	保険者の責任	

1	対人賠償責任保険における保険者の責任	164
2	対物賠償責任保険	170
3	あとがき	171
3	被保険者の範囲	
1	はじめに	172
2	被保険利益の概念	172
3	自動車保険約款賠償責任条項における被保険者	173
4	被保険者の検討	174
5	自動車保険約款賠償責任条項の個別適用	177
6	おわりに	178
4	保険者の免責（賠償責任条項）	
1	問題の所在	179
2	賠償責任条項における免責条項の変遷	180
3	現行約款における免責条項	184
4	おわりに	192
5	保険者の免責（車両保険）	
1	はじめに	194
2	保険契約者、被保険者の義務違反に基づく免責	195
3	車両全損による車両保険契約の終了に基づく免責	199
4	車両損害の発生原因に基づく免責	200
5	発生した車両損害の形状に基づく免責	203
6	車両損害が発生した状態に基づく免責	205
6	保険金請求権の行使時期	
1	問題の所在	207
2	約款の改定と実務の処理	208
3	判例・学説の解釈	211
4	今後の問題	215
7	示談代行	
1	はじめに	217

2	責任保険契約と示談代行	218
3	示談代行と弁護士法72条	219
4	自動車保険約款に定める示談代行	220
5	おわりに	224
8	直接請求権	
1	問題の所在	226
2	直接請求権による利益状況の変化	228
3	自賠責保険と直接請求権	229
4	被保険者請求と被害者請求との優劣	232
5	任意自動車保険における直接請求権	234
9	対人賠償保険金の算定	
1	対人賠償保険金算定のしくみ	238
2	法律上の賠償責任額の算定	238
3	約款で定める諸費用・遅延損害金	245
4	算 定 例	246
10	車両・対物賠償保険金の算定	
1	車両保険金の算定	249
2	対物賠償保険金の算定	255
11	内払・一括払制度	
1	制度の目的	259
2	制度の歴史	260
3	内払・一括払の実務処理	262
12	被保険自動車の譲渡と車両入替	
1	はじめに	269
2	問題の所在	269
3	被保険自動車の譲渡	272
4	車両入替	280
13	自損事故条項	
1	概 要	285

2	自賠法上の有無責の判定と実務	288
3	他の自動車保険との競合	291
14	無保険車傷害条項	
1	はしがき	293
2	保険金請求権者	294
3	無保険車傷害保険の内容	294
4	保険金の支払	295
5	保険金請求権者の義務	298
6	免 責	300
7	代 位	303
8	あとがき	303
15	特約条項	
1	特約条項の種類	305
2	搭乗者傷害危険担保特約	306
3	他車運転危険担保特約	310
4	運転者限定特約	313
5	運転者年齢21歳未満不担保特約, 運転者年齢26歳未満 不担保特約	314
6	被保険自動車の入替における自動担保特約	314
16	車両価額協定保険特約条項	
1	はじめに	318
2	創設の経緯	318
3	適用条件	319
4	特 徴	321
5	問題点と今後の課題	325
17	保険契約者, 被保険者の各種義務違反と効果	
1	問題の所在	327
2	告知義務	328
3	通知義務	334

4 事故発生時の義務	338
5 おわりに	343

18 自動車の衝突と責任保険

1 はじめに	345
2 問題の所在	346
3 対物賠償責任保険	348
4 判 例	350
5 結 論	353

III 労災保険等

1 自動車事故と社会保険

1 モータリゼーションの進展と自動車事故	356
2 自賠責保険と社会保険	357
3 社会保険の保険給付	361

2 自賠責保険と労災保険等との調整

1 調整の必要性	365
2 労災保険の自賠責保険に対する求償	365
3 調整の内容	366
4 労災保険受給後の被害者請求，被害者請求後の労災 保険への請求	372
5 労災保険の自賠責保険に対する求償の制約	373
6 他の社会保険との調整	374

3 自賠責保険と労災年金給付との調整

1 問題の所在	375
2 学説・判例	375
3 保険実務	379

4 示談と労災保険

1 問題の所在	381
2 損害賠償請求権と労災給付請求権との関係	381

3 労働省の行政解釈	384
------------------	-----

5 通勤途上事故と労災保険・自動車保険

1 はじめに	389
2 通勤途上事故と労災保険	389
3 通勤途上事故と自動車保険	396

略 語 一 覧

自賠法	自動車損害賠償保障法
労災保険法	労働者災害補償保険法

大判(決)	大審院判決(決定)
最判(決)	最高裁判所判決(決定)
高判	高等裁判所判決
地判	地方裁判所判決

民録	大審院民事判決録
刑録	大審院刑事判決録
民集	大審院または最高裁判所民事判例集
刑集	大審院または最高裁判所刑事判例集
高民集	高等裁判所民事判例集
下民集	下級裁判所民事判例集
交民集	交通事故民事裁判判例集
判決全集	大審院判決全集
新聞	法律新聞

自賠責保険	自動車損害賠償責任保険
労災保険	労働者災害補償保険

自動車保険約款	自動車保険普通保険約款
自家用自動車保険約款	自家用自動車保険 普通保険約款

I

自 賠 法

自賠責保險

1

自賠法の構造

1 序 説

自動車損害賠償保障法（以下、自賠法という）は、人身損害に基づく損害賠償責任の適正化の措置（第2章）、その損害賠償を被害者のために保障する自動車損害賠償責任保険（第3章）と自動車損害賠償責任共済（第4章）、さらに政府の自動車損害賠償保障事業（第5章）の規定からなり、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護をはかっている。また、政府は、保険会社が責任保険の事業によって負う保険責任を再保険している（第3章第5節）。

自賠法は、昭和30年7月29日法律97号をもって公布され、今日、この法律は、自動車事故による被害者の救済のために重要な役割を果たしている。これ以前には、被害者は、加害者に対して民法709条・715条に基づいて損害賠償を請求しなければならず、また任意の自動車賠償責任保険もあったが、付保率は低く、また先履行主義、すなわち被保険者が法律上の損害賠償義務に基づき賠償したときにはじめて保険者が保険金を支払うとするもので、被保険者の保護にも欠けるところがあった。

自賠法は、まず、相対的無過失責任主義にたつ責任規定を確立し、さらに賠償資力確保のために強制保険制度を採用し、被害者たる第三者の救済をはかっている。この法律の内容およびその採用している保険制度は、今日まで世界の各地で行われた制度のうち最も進んだ点をほとんどすべてとり入れている。その意味では、世界で最も進歩した法律であると評価されている⁽¹⁾。

(1) 我妻 栄「自動車損害賠償補償法について」比較法研究13号18頁。

2 責任規定

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（自賠法3条本文）。そして、自己および運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかったこと、被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと、ならひに自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったことを証明したときにかぎり責任を負わないことになる（自賠法3条但書）。

運行供用者は、人身事故にかぎり損害賠償責任を負うが、損害賠償責任を免れるためには上記の三つの条件を立証しなければならず、しかもこの立証はむずかしく、その意味で運行供用者はいわゆる相対的無過失責任を負うものとされる。この規定は、ドイツ法を参酌したものである。

ドイツ道路交通法（1952年改正）7条は、第1項で「自動車の運行に際し、人の生命、身体もしくは健康が害され、または物が毀損された場合には、自動車の保有者は、被害者に対しこれから生ずる損害を賠償する義務を負う」と規定し、第2項で「この賠償義務は、事故が自動車の構造上の欠陥、または機能上の障害に基づかない避けることができない出来事により招致された場合には免除される。ことに、ある出来事の原因が被害者または運行に従事していない第三者または動物の行為に帰せられる場合、および保有者ならびに自動車の運転者のいずれも事故の状況に従って要求される注意義務を遵守した場合には、その出来事は避けることができないものとみなす」と規定し、第3項では「なんびとも自動車を自動車保有者の諒知および同意なしに使用するとき、その者は、保有者に代って損害賠償の義務を負う。第1文の規定は、〔自動車の〕使用者が自動車の運行のために自動車保有者によって雇われている場合、またはその自動車が保有者によって使用者にまかされている場合には適用がない」とこまかく規定している。

2-1 運行の概念

自賠法2条2項は、「運行」とは、人または物を運送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう、と規定してい

る。道路運送車両法では、「運行」とは、もっぱら工場の敷地や公園のような道路以外の場所だけで自動車を用いる場合を除いている（2条5項）が、自賠法では、この場合も含まれる。

自賠法3条は、自己のために自動車を運行の用に供する者は、その「運行」によって他人の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずると規定している。したがって、自動車により発生した人身事故であっても、それが自動車の「運行」によって生じたものでないかぎり、加害者に対して自賠法3条に基づく責任を追及することはできず、たんに民法709条・715条・717条などの規定に基づいて責任を追及せざるをえない。しかも、この場合には、被害者は、自賠責保険金を請求することもできない。すなわち、自賠法11条によれば「責任保険の契約は、第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において」保険者がてん補を約するものであるからである。また、自賠法16条もまた当然に自賠法3条による保有者の損害賠償責任の発生を前提としているのであるから、被害者は、保険者に対して直接に請求することもできない。

自賠法の「運行」の概念については、原動機説、走行装置説、さらに被害者の救済をより徹底した固有装置説（活動説）、車庫出入説に分かれている。自賠責保険の解釈としては、「運行」の概念をしだいに拡大していく方向にある。ただ、任意自動車保険の場合には、「所有、使用または管理」とあるところから、自賠責保険よりも広く被害者が保護を受けることができ、ここに両保険の相違があることは否定できない。

（1）原動機説

自賠法2条2項の「当該装置」を原動機装置とする見解である。この見解では、原動機による走行状態にない場合、たとえば停止時のドアの開閉による事故はもとより、自動車が原動機の作動によらないで惰力により下り坂を走行している途中、また原動機の操作による走行の前後すなわち発進以前および停止後は、たとえその自動車が道路上にあっても運行中といえず、他の自動車がこれと衝突して死傷しても、被害者は、自賠法によっては損害の賠償を受けることができないことになる⁽²⁾。